

「電気用品安全法技術基準の解釈別表第八に係る遠隔操作機構に関するSマーク認証の運用基準」の改正について

2020年5月22日に「電気用品安全法技術基準の解釈別表第八に係る遠隔操作機構に関するSマーク認証の運用基準」が改正されました。以前は、「エアコンの遠隔操作機構に関するSマーク認証の運用基準」（2013年5月29日）及び「電気用品安全法技術基準の解釈別表第八に係る遠隔操作機構に関するSマーク認証の運用基準（エアコンを除く）」（2015年7月1日）の2つの運用基準がありましたが、今回は、これを統合する形で改正されました。

主な改正概要は、次のとおりです。

1. 用語及びその定義など、電気用品調査委員会が発行した「解釈別表第八に係る遠隔操作」に関する報告書（平成25年11月6日）の内容に整合した。
2. 電気製品が操作者から見える位置で使用されるものと見えない位置で使用されるものの要求事項を区別した。
3. 見える位置及び宅内の駆けつけられる位置で使用されることを意図した電気製品であるが、宅外からの操作が可能な電気製品は、宅外から操作されたときのリスクアセスメントを必須とすることとした。
4. 遠隔操作機構としてスマートスピーカを使用することに対応した
5. 遠隔操作機構と電気製品とが別の事業者になる場合の扱いを明確化した。
（「遠隔操作機構に関するSマーク認証の運用基準を適用した場合の追加文字について」参照）
6. 遠隔操作でタイマーを設定する場合の基準を明確にした。
7. 電気用品安全法の解釈別表第十二を適用する場合でも運用基準を適用できるようにした。

新規にお申し込みされる製品に関しては、2020年5月22日（別表第十二の場合は、11月22日）より、この運用基準を適用できます。既認証製品に関しては、2021年5月22日（別表第十二の場合は、11月22日）までに運用基準の変更に対する対応が必要となります。

詳しくは、次により確認できます。

http://www.s-ninsho.com/pdf/remote_kijun_2.pdf

遠隔操作機構に関するSマーク認証の運用基準を適用した場合の追加文字について

「電気用品安全法技術基準の解釈別表第八に係る遠隔操作機構に関するSマーク認証の運用基準」の改正において、次のように、遠隔操作機構と電気製品とが別の事業者になる場合の扱いが明確化されました。

	分類	運用基準の適用
①	電気製品の事業者が、遠隔操作機構も機器本体も製造する。	【システム全体に適用】 機器と遠隔操作機構とを合わせたシステムで運用基準を適用する。このため、認証においては機器に使用されるすべての遠隔操作機構について試験を実施する。かつ、遠隔操作機構の仕様変更等が生じた場合には、設計変更試験願いの提出が必要となる。
②	電気製品の事業者が、遠隔操作機構の製造業者に指示して遠隔操作機構の仕様を決めることができる。 (JETではケースAという。)	
③	電気製品の事業者がある程度使用方法決めるが、標準品を使用するために遠隔操作機構の仕様変更ができない。 (JETではケースB1という。)	【電気製品側に適用】 遠隔操作機構に関するSマーク認証の運用基準のうち、機器に適用できる基準だけ適用し、遠隔操作機構だけに適用する基準は適用外とする。遠隔操作機構については、代表する任意のものをを用いて確認試験することはあるが、遠隔操作機構の仕様変更等が生じた場合でも、設計変更試験願いの提出は不要とする。 認証書の付記として「遠隔操作機構（品名：○○○）については、試験は対象外」である旨を記載する。
運用基準の適用と適用外の境界		
④	電気製品の事業者に「〇〇対応」などの表示をするが、使用方法は、遠隔操作機構側（ユーザー、システムインテグレーター含む）任せとする。 (JETではケースB2という。)	使用方法が分からないため評価できない。 運用基準の対象外とする。
⑤	電気製品の事業者は遠隔操作を意図したものではないが、赤外線リコモン等の受信部を利用して他の事業者が遠隔操作できるようにしてしまう。 (JETではケースCという。)	遠隔操作の意図がないため、運用基準の対象外とする。

遠隔操作機構に関するSマーク認証の運用基準は、上表の①～③が選択された場合のみ適用が可能となります。

しかしながら、上表の④又は⑤に分類されるものであっても、Sマークは表示できますので、使用者にとっては、Sマークだけでは、認証機関によって遠隔操作に対する評価がされているかどうかの識別ができません。そこで、Sマークに追加文字を付すことで、遠隔操作に対するリスクアセスメント結果の評価を認証機関が実施した製品の識別ができようになりました。追加文字は、“RC ready”とし、次のようにSマークの下部に任意で追加することができます。



追加文字を使用するご希望がある場合、JETのホームページから[届出書](#)に必要事項を記載の上、お届けをお願いします。お届けされた製品については、ホームページ上にリストさせていただきます。